

西 暦	(年号)年	月・日	年 齢	事 項
一八四一	天保一二	11・3	1	下野国安蘇郡小中村(現在佐野市小中)に生れる。父庄造母サキの長男、幼名兼三郎。
一八五七	安政 四		17	父割元に昇任。そのあとを襲って小中村名主となる。
一八六四	元治 元	4・9	24	カツ夫人をめとる。
一八六八	明 治 元	5 12	28	六角家改革に着手。
一八七〇		3 5	30	六角家改革の事によって入獄(在獄一〇ヵ月と二〇日)。
一八七一		4 3	31	江刺県(今の岩手県の一部)の下級官吏となる。花輪支庁勤務。
一八七四		4 1	34	二月三日上司の暗殺事件あり六月一〇日嫌疑をうけ下獄(江刺の獄)。
一八七八		4 1	38	嫌疑解け釈放。
一八七九		8 2	39	政治改良のため一身をささげること誓う。
一八八〇		8 2	40	栃木新聞(下野新聞の前身)をおこす。
一八八四		8 2	44	栃木県会議員となる。
一八八六		8 2	46	国会開設運動のため安蘇郡結合同会(のち中節社)を組織、会長に選ばれる。
				三島県令の圧政と戦う。加波山事件に名を借りて投獄されたが、ついに、三島を県外に追うことに成功。
				栃木県会議長。

一八九〇	明 治 三	7 12	50	第一回総選挙により、衆議院議員に当選。
一八九一	二 四	18 12	51	渡良瀬川大洪水、鉾毒顕在化。
一八九二	二 五		52	第二帝國議會において、はじめて、足尾銅山鉾毒問題に関する質問書を提出。
一八九六	二 九	8 9	56	三月末より政府行政ルートによって、被害民と銅山との示談を推進(二七年になると会社はこれを永久示談に切りかえることに狂奔しはじめた)。
一八九七	三〇	18 3	57	渡良瀬川洪水。鉾毒水大氾濫、被害地区域一府五県一市二〇郡二区二五一ヵ町村、戸数二万九千三三二戸、人口五万七千三三四人。反別一〇万四千五百歩余(野口春蔵調べ)。
一八九八	三二	27 6	58	政府は、被害人民と鉾毒人との間に、示談契約が結ばれたから、鉾毒問題は結着したと認める答弁書を発表。
一九〇〇	三三	27 9	60	榎本農相被害地視察。
一九〇一	三四	23 13	61	被害民第二回大挙請願行動(押し出し)。同日、足尾銅山鉾毒調査会官制発表。
				足尾鉾業主にたいする鉾毒予防命令出る。
				隈板内閣成立。
				保本間の誓い。
				川俣事件。
				衆議院議員を辞す。

一九〇五	三八	3 12 7	62	直訴。
一九〇四	三七	18 10 30	63	都下学生の大拳鉦毒被害地視察。その前後大道演説盛行。
一九〇三	三六	6 12 9	64	内閣に鉦毒調査委員会設置。
一九〇二	三五	6 3 12 12	65	官吏侮辱事件で入獄。獄中で新約聖書を通読、心機一転。(七月二六日、出獄)
明治三五		16 17 27 10		*三三年二月七日前橋地方裁判所における兇徒嘯集事件公判廷において立会検事の冷酷無残な論告に立腹した田中正造が大アクトをし、それが官吏侮辱の罪に問われて、有罪、入牢となったのである。
				関東大洪水。
				兇徒嘯集事件、宮城控訴院にて消滅。
				政府は、衆議院議員井上甚太郎他一名の提出した鉦毒に関する質問にたいする答弁書の別冊の形で三章一八節より成る足尾銅山に関する調査報告書を議会で公表。これが渡良瀬川下流に遊水池を設置する計画の根拠となった。
				○前年の大洪水のもたらした黒髪山附近の肥土が沿岸の毒土を埋めたため、土地復活の観を呈す。
				谷中村に入る。
				堤防修築費の名目をもって、谷中村買取案栃木県会を通過。
				栃木県は、告諭第二号により、谷中村民救済のため移住を希望する者の土地物件に対して補償の措置をとると称し、村民の請願を促す。

一九〇六	四〇	7 7 6 1 7	66	第一次西園寺内閣成立、古河鉦業副社長原敏、内相に就任。
一九〇七	四〇	4 4 1	67	田中正造新紀元社例会において演説、谷中村の危機を訴う。演説速記が「土地兼併の罪惡」と題して「新紀元」第七号に掲載された。
一九〇八	四二	4 30	68	未だ適用されぬ(適用は四一年七月二五日)河川法を根拠に、栃木県は、谷中村民の築いた原堤防を破壊。
一九〇九	四二	26 1	69	栃木県は谷中村会の決議を無視して谷中村を藤岡町に併合。
一九一〇	四二	27	70	谷中村に対する内閣の土地収用認定公告。
		23 25		谷中残留一九戸中堤内居住の一六戸に対し家屋の強制破壊が行われた。
		11		東京谷中救済会有志のすすめにより谷中村民等栃木県知事に対し谷中村不當廉価買取に関する民事訴訟を提起。その後間もなく救済会は立ち消えとなり、訴訟事件のみ田中正造と谷中残留民の重い荷物として残った。
				控訴審の段階から新井奥彦の紹介により、その門下の中村秋三郎弁護士が中心となって、訴訟の事に当り、大正八年八月一八日東京控訴院において勝訴の判決を得た。
				谷中堤内に河川法適用。
				田中正造起草の「破壊破道に関する質問書」を島田三郎、花井卓蔵、大竹貫一、卜部喜太郎四代議士の名義で衆議院に提出。
				渡良瀬川改修案、関係四県の臨時県会に諮問。
				関東大洪水。田中正造は治水に関する持説の全く適中したことに自信を得、広く関東各河川を調査、治水問題への取組みをふかめた。

一九一八	七	89	811	7371	下野治水要道会を起す。
一九二一		25	219		河川視察の途上病を發し、谷中村に帰らんとして、足利郡吉妻村下羽
一九二三					田（現在佐野市下羽田）庭田清四郎方まで辿りつき、死の床につく。
一九二四					午後零時五〇分、死。
一九二五					新渡良瀬川通水式。

田中正造の生涯

一九七六年七月二〇日第一刷発行 一九九五年二月八日第二六刷発行

著者——林 竹二

© Kensaku Hayashi 1976 Printed in Japan



発行者——野間佐和子 発行所——株式会社講談社

東京都文京区音羽三二二二三 郵便番号一二二〇一

電話（編集部）〇三—五五—一五三（販売部）〇三—五五—一五五（製作部）〇三—五五—一五七

装幀者——杉浦康平・海保透

印刷所——凸版印刷株式会社 製本所——株式会社大進堂

ISBN 4-06-115842-2（定価はカバーに表示してあります）

本書の無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。
 盗平本・盗丁本は、小社社籍製作部までにお送りください。送致外社員組にてお取り扱いいたします。
 なお、この本についてのお問い合わせは、学芸図書第一出版部までお願いいたします。